

過払い金利返還 求め11人が提訴

旭川地裁など

旭川、砂川、歌志内など
7市町の11人が17日、木

手消費者金融など8社を相手取って、利息制限法で定められた金利以上を支払わされたとして、過払い金利など計約1941万円の返還を求める訴訟を旭川地裁や深川簡裁などに起こした。

訴えによると、過払いは8社合せて21件。利息制限法で上限金利は15%と定められているが、消費者金融などは利息制限法で上限金利(29.2%)を適用し、借りた人に過払いさせた。

貸金業規制法には①借り手の返済を確認する受取証書の発行②借り手の任意による支払い——との要件があれば利息制限法を超える金利を有効とする規定がある。しかし、木村幸一司法書士は「受取証書は法律の規定を満たしておらず、任意性はない」としている。

被告の一社、武富士(本社・東京)広報部は「訴状を見ていないのでコメントは差し控えたい」としている。

【高橋正博】

毎日新聞

(平成18年1月18日(水))